

2023年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
民事訴訟法

問(1) (配点 25 点)

本問は、確認の訴えの利益についての理解を問うものである。訴えの利益とは、訴訟制度を利用し、紛争解決の必要性がある事件を選別するための概念であり、審判の対象となる請求について本案判決をすることが紛争解決にとって有効・適切な場合に認められる。したがって、訴えの利益は、訴訟要件の一つと位置づけられ、これを欠く場合には、訴えが不適法として却下される。そして、確認の訴えの場合、確認の対象となる権利・法律関係が論理的に無限定であるため、確認判決によることで原告の権利に生じている危険・不安を除去することができるかという観点から真に紛争解決に値する訴えを選別するため、(i)対象選択の適否、(ii)方法選択の適否、そして(iii)即時確定の利益の存否、という基準に基づいて、確認の利益の有無が判断される。

設例では、遺言者の生存中に、特定の推定相続人に対して特定の財産を相続させるという内容の遺言の効力をめぐって争いが生じた際に、推定相続人の一人が、遺言によって特定の財産を相続することになる推定相続人に対して、遺言無効確認の訴えを提起したというものである。本問では、この訴えの適法性について、確認の利益が認められるかどうかという観点から、上記の基準に基づき検討することが求められる。とりわけ、(i)対象選択の適否という観点からは、確認の対象が現在の権利または法律関係であることが求められるところ、遺言の無効確認が性質上過去の法律行為の確認にあたること(最判昭和47・2・15民集26巻1号30頁参照)、そして、遺言者の生存中には遺言の効力が生じていないこと(最判昭和31・10・4民集10巻10号1229頁参照)、さらに、遺言者が心神喪失の常況にあって回復の見込みがないため遺言の取消し・撤回の可能性がないこと(最判平成11・6・11判時1685号95頁参照)をどのように評価するかが問われる。また、一連の判例は受遺者の法的地位に関わるものであるが、設例では推定相続人の中での争いであること、遺言によって「相続させる」対象となる財産が唯一のものであること、ほかにも、生存中の遺言者を被告としていないことなどの事情にも触れることができる。これらの事情を踏まえて、確認の利益の判断基準に照らして、本問における訴えが適法かどうか、一定の結論を導くことが求められている。

問(2) (配点 25 点)

本問は、遺産確認の訴えの適法性に関わる民事訴訟法上の論点についての理解を問うものである。ここでは、同訴えが、①確認の訴えの利益を備えているかどうかという観点と、②利害関係人の一部を欠いた訴えに当事者適格が認められるかどうかという観点から検討することが求められる。

まず、①については、判例(最判昭和 61・3・13 民集 40 卷 2 号 389 頁)の趣旨も踏まえつつ、問(1)の基準に照らして、(i)遺産帰属性の確認が現在の権利・法律関係の確認といえるかどうか、(ii)遺産帰属性を確認の訴えの方法で争うことが適切かどうか、そして、(iii)遺産帰属性の確認により現在の原告に生じている危険・不安の除去に有効・適切か、ということを検討することになる。次に、②について、当事者適格とは、特定の訴訟物について誰が当事者として訴訟を進行し、誰に対して本案判決をするのが紛争解決のために必要かつ有意義かという観点から定められる訴訟要件の一つであり、それを欠く場合には、訴えが不適法として却下される。一般に、確認の訴えについては、当事者適格の存否は確認の訴えの利益の判断に吸収されると考えられているが、当事者の一方または双方が複数人からなり、関係人が全員一致してはじめて当事者適格が認められるかどうか問われるような場合には、なお独自の意義を有する。そして、その判断、すなわち固有必要的共同訴訟の成否は、実体法の管理処分権の帰属に加えて訴訟政策的な観点も踏まえて判断するとの見解が有力である。この見解や判例(最判平成元・3・28 民集 43 卷 3 号 167 頁)の趣旨も踏まえながら、遺産確認の訴えが固有必要的共同訴訟に該当するかどうかを指摘しつつ、相続人の一人を欠いた問(2)の訴えが適法かどうかについて、一定の結論を導くことが求められている。